

福岡県公報

平成30年11月20日
第4045号

目次

告示 (第997号 - 第1004号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年育成課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 救急病院 (等) の認定 (医療指導課) 3

公告

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 3
- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画課) 3
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) 4

告示

福岡県告示第997号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木吉井線	前	朝倉市黒川5767番1先から朝倉市黒川4947番1先まで	4.9 ～ 41.5	933.0
			前	朝倉市黒川5767番1先から朝倉市黒川4947番1先まで	4.9 ～ 19.4	935.0
			後	朝倉市黒川5767番1先から朝倉市黒川4947番1先まで	7.4 ～ 41.5	933.0
			後	朝倉市黒川5767番1先から朝倉市黒川4947番1先まで	4.9 ～ 19.4	935.0

福岡県告示第998号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	甘木朝倉線 田主丸	前	うきは市吉井町鷹取93番1先から久留米市田主丸町鷹取535番2先まで	13.0 ～ 16.0	378.0

		後	うきは市吉井町鷹取93番1先から 久留米市田主丸町鷹取535番2先まで	13.0 ～ 23.8	378.0
--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第999号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年11月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	甘木朝倉線 田主丸	うきは市吉井町鷹取54番1先から うきは市吉井町鷹取26番1先まで

福岡県告示第1000号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代12月号	雑誌15183-12	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第1001号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西丸山町-1	北九州市八幡東区西丸山町及び大谷二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
清田1丁目(a)-1	北九州市八幡東区清田一丁目及び山路一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1002号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西丸山町-1	北九州市八幡東区西丸山町及び大谷二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
清田1丁目(a)-1	北九州市八幡東区清田一丁目及び山路一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

る。

福岡県告示第1003号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所
築上郡上毛町大字下唐原2305の3
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第1004号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
新中間病院	中間市通谷1-36-1	平成30年11月10日から 平成33年11月9日まで
馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409	平成30年12月1日から 平成33年11月30日まで
姫野病院	八女郡広川町大字新代2316	
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1	

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項第4号の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
有限会社山辺技建
 - (2) 所在地
北九州市八幡西区楠橋南二丁目21番51号
 - (3) 代表者
代表取締役 山邊 進次
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
平成30年11月14日
- 4 処分の理由
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当する。

公告

平成30年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 日時
平成30年11月26日（月） 午後13時00分

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

3 予定議案

- (1) 河川事業（宝満川（曾根田川、山口川）広域河川改修事業）について
- (2) 河川事業（那珂川 広域河川改修事業）について
- (3) 河川事業（大牟田川 広域河川改修事業）について
- (4) 河川事業（大刀洗川 広域河川改修事業）について
- (5) 砂防事業（相の島地区（急傾斜））について
- (6) 砂防事業（三社下区域（地すべり））について
- (7) 砂防事業（上下方川1（砂防））について
- (8) 砂防事業（上下方川2（砂防））について

4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問合せ先

福岡県県土整備部企画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした日

平成30年11月9日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

株式会社芹建設	田川郡川崎町大字川崎1985	松岡 征治	平成29年11月15日 福岡県知事許可（般-29） 第111108号
---------	----------------	-------	--

3 処分の内容

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事及び舗装工事に係る一般建設業の許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

株式会社芹建設の取締役は、平成30年6月6日に、田川簡易裁判所から暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）違反の事実により、罰金10万円に処せられ、その刑が確定している。

このことは、建設業法第8条第11号の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に定める取消事由に該当する。